



薬生安発 1111 第 1 号
令和元年 11 月 11 日

一般社団法人日本神経学会 代表理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長



「ラモトリギンの重篤皮膚障害と用法・用量の遵守について」
の周知について（依頼）

ラモトリギンは、定められた用法・用量を超えて投与した場合に皮膚障害の発現率が高くなることが示されており、これまで、平成 24 年 1 月に「PMDA からの医薬品適正使用のお願い」、平成 27 年 2 月には安全性速報（ブルーレター）を発出するなど、様々な方法で注意喚起を行ってきました。

このような注意喚起にも関わらず、現在も不適正使用と考えられる事例が報告されていることから、別添のとおり、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）において「PMDA からの医薬品適正使用のお願い」を作成し、周知したところです。

つきましては、貴会におかれましても、今回の内容をご了知いただくとともに、併せて貴会会員への周知につきご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、「PMDA からの医薬品適正使用のお願い」については、PMDA のホームページ (<https://www.pmda.go.jp/files/000231981.pdf>) からダウンロードすることができますので、ご活用ください。